

平成 31 年 3 月 1 日

千葉県内監査委員協議会委員 様
公会計研究会会員 様
その他受講希望会員 様

日本公認会計士協会千葉会
業務担当副会長 川口明浩

地方公共団体の財務書類の作成・公表等と内部統制制度に関する研修会開催について

標記の研修会を下記のとおり開催いたしますので、ご参加をお願いいたします。

記

1. 研修テーマ

「地方公共団体における財務書類の作成・公表等と内部統制制度について」

【概要】

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）により、地方公共団体における内部統制制度が、監査制度の充実強化等と共に一体的に導入されることとなっています（方針策定・公表は平成 32 年 4 月 1 日まで）。改正法によりその導入が義務付けられている都道府県及び政令市に対する技術的助言として、その導入・実施ガイドライン（たたき台：平成 30 年 7 月公表）が示されていますが、基本的な枠組みは全ての団体に共通であると考えられています。その内部統制の整備等に当たっては、監査委員の知見を活かすことが効果的であるとされており、監査委員の指摘等に対しても、内部統制による業務の見直しのプロセスを通じて組織的に対応することとなっています。

一方、地方公会計の整備のために「統一的な基準」により各地方公共団体は平成 29 年度までに財務書類 4 表を作成し公表することとなっており、約 9 割の団体がホームページ上で財務書類及び固定資産台帳を公表しています。そして、これらの財務情報を活用して予算編成等、地方公共団体の行政施策に活用することが期待されていますが、その財務情報を作成するための会計的な仕組みに問題があったり、事務事業を事後的に評価するための開示情報に不備があったりするなど、改善を要する点が少なくありません。

このような内部統制の導入と財務書類の作成・公表等とは、所管組織や導入の根拠法令等が異なり、地方公共団体の中では別の取組として認識されている危険性があります。今回の研修では、財務書類等の作成・公表等における代表的な問題点を具体的に取り上げ、現在導入が進められている内部統制の整備等において、「最低限評価すべきリスク」としての「財務に関する事務」に関するリスクやそれ以外のリスクとの関連性を開設することを目的とします。

2. 講師

川口明浩（千葉会副会長）

3. 開催日

平成 31 年 3 月 26 日（火）午後 6：00～7：30

4. 開催場所

千葉会会議室

5. その他

ご出欠を 3 月 15 日（金）までに事務局へメールにてご連絡ください。